

隣接地境界証明申請書及び 土地所管確認申請書を提出予定の皆様へ

1 申請書作成の前に下記担当スタッフまでご一報ください

申請書の作成に当たっては、あらかじめ担当スタッフまで電話をお願いします。

具体的な内容や記入事項など、作成に必要な情報を確認させて頂き、円滑かつ速やかな事務処理に努めてまいります。

【函館開建ホームページ（申請書等の情報掲載ページに移ります。必ずご一読ください）】

<https://www.hkd.milt.go.jp/hk/koubutu/m8lgt80000000m6r.html>

2 提出が必要な書類の部数及び内訳

A 隣接地境界証明申請書

(1) 隣接地境界証明申請書 … 2部

上記1の函館開建ホームページからダウンロードできます。(2)証明図と割印してください。

(2) 証明図（実測図または、地積測量図）… 2部

証明を要する箇所を朱書きで記入してください。また、当該箇所の座標表示にも朱書きでアンダーラインを記入してください。

(3) 添付書類（以下①～⑩から関係分を添付）… 1部

- ① 位置図（5万分の1程度の地形図）
- ② 境界点成果対比表
- ③ 当部所有の道路台帳図（竣工平面図）又は用地図
- ④ 測量経過の説明書（敷地確定に至った経緯の概要が記載されたもの）
- ⑤ 垂線計算書（証明箇所における筆界点）
- ⑥ 世界測地系変換計算書（当部成果が日本測地系等の場合）
- ⑦ スライド変換等計算書（変換を行っている場合）
- ⑧ 委任状 又は 契約書の写し
- ⑨ 境界杭状況写真（仮杭等については、後で本杭との対比が可能なもの）
- ⑩ ①～⑨以外に必要なと思われる資料など

B 土地所管確認申請書

(1) 土地所管確認申請書 … 2部

上記1の函館開建ホームページからダウンロードできます。

(2) 確認を要する箇所の図面 … 1部

公図、測量図、住宅地図など、該当箇所がわかるものを添付してください。

(3) その他確認に必要な資料 … 1部

3 申請書の提出及び証明書の受け取りは、窓口・郵送どちらも可能です

郵送の場合は、**「切手を貼付し宛先を記入した返信用封筒」を必ず同封してください。**

※現在、新型コロナウイルス対策のため、窓口への来庁によらず郵送による提出を推奨しております。何卒ご理解とご協力をお願いいたします。

＜担当窓口＞函館開発建設部 公物管理課 管理技術スタッフ
〒040-8501 函館市大川町1番27号
電話：0138-42-7695（ダイヤルイン） FAX：0138-44-7717